放射能汚染された災害廃棄物処理の問題点について

1. 経緯
2. これまでの放射性廃棄物の処理
3. 国の方針など
4. 放射能汚染廃棄物処理の問題点
5. 私達の要望
6. まとめ

1. 経緯

H23. 3. 14	東日本大震災による災害廃棄物について、環境省が**全国の自治体に処理を打診**
H23. 4.	全国の自治体が**「放射性物質、有害物質は持ち込まない」**との条件付きで災害廃棄物の受入を表明
H23. 5. 15	第1回災害廃棄物安全評価検討会 → **「原子炉等規制法のクリアランスレベルを今回の災害廃棄物に当てはめることは適当ではない」**との見解を表明
H23. 5. 16	「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理方針（マスタープラン）について」（環境省） →岩手、宮城、福島県の災害廃棄物処理に関する基本方針を公表 →災害廃棄物の処理にあたって、国、県、市町村の役割分担を明確化 **→災害廃棄物の放射能汚染について全く考慮していない**
H23. 6. 19	第3回災害廃棄物安全評価検討会
H23. 6. 23	「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」（環境省） **→可燃物は排ガス処理装置としてバグフィルター及び排ガス吸着能力を有している施設では焼却可能** **→8000ベクレル/kg以下の焼却灰や不燃物は埋め立て可能**
H23. 6. 28	「一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取扱いについて」（環境省）
H23. 7. 14	第4回災害廃棄物安全評価検討会 **→埋め立て可能な焼却灰や不燃物を8000ベクレル/kgから10万ベクレル/kgへ緩和を検討中**